

様式第2号（第3条、第4条関係）

年 月 日執行
何 選 挙
ポスター掲示場

注意

1 ポスターは、指定された区画にはってください。

2 この掲示場は、何選挙候補者以外の方は使用できません。

3 掲示場をこわしたり、ポスターをやぶったりすると罰せられます。

袖ヶ浦市選挙管理委員会

(1)

(2)

備考

- 1 掲示面の区画数が15区画以上のときは、(2)の様式によることができる。
- 2 掲示面の区画には矢印で示す順序により1から始まる一連番号を記載し、当該番号は算用数字を用いる。
- 3 既存の構造物を利用して掲示場を設置する場合は、脚を設けないことができる。
- 4 1の掲示面(1区画の大きさ)は、縦45cm、横45cmとする。
- 5 掲示場であること等の表示の幅は45cm以上とする。